

◆◆◆廃止届（販売業）について◆◆◆

- ◎ 業務を廃止した場合には、登録票を添えて廃止日より 30 日以内に届出を行う必要があります。
（毒物及び劇物取扱法第 10 条）
- ◎ 提出部数：1 部

1. 必要な書類

- ①廃止届書
- ②登録票（原本）

※紛失した場合は紛失理由書を提出してください。

2. 廃止届の記載上の留意点

- (1) 業務の種別欄には、毒物劇物一般販売業、毒物劇物農業用品目販売業、毒物劇物特定品目販売業の別を記載すること。なお、オーダー販売業の場合は、「毒物劇物一般販売業（オーダー）」のように、後ろに括弧書きでオーダーと記載すること。
- (2) 登録年月日は有効期間の開始年月日を記載すること。
- (3) 店舗の所在地及び名称は登録票をよく確認の上記載すること。
ただし、住居表示変更があった場合には新しい住居表示に従って記載し、その旨を備考欄に明記すること。
- (4) 廃止年月日は実際に業務を廃止した日を記載すること。
- (5) 廃止の日に現に所有する毒物又は劇物の品目、数量及び保管又は処理方法については、具体的に記載すること。
- (6) 備考欄には、廃止の理由（完全廃止、移転による廃止等）を記載すること。
- (7) 届出年月日は、提出年月日を記載すること。
- (8) 届出者の住所について、個人の場合は現住所、法人の場合は登記された本社の所在地を記載すること。
- (9) 届出者の氏名について、個人の場合は個人名を記載し、法人の場合は登記された法人名及び代表者職・氏名を記載すること。
- (10) 添付すべき登録票を紛失した場合は、紛失理由書が必要です。その際には届出者の本人確認を行う場合がありますので、本人確認ができる公的身分書をご持参ください。

別記第 11 号様式の(2) (第 11 条様式)

廃 止 届

業 務 の 種 別	
登 録 番 号 及 び 登 録 年 月 日	
店 舗 の 所 在 地 及 び 名 称	(電話)
廃 止 年 月 日	
廃止の日に現に所有する 毒物又は劇物の品名、 数量及び保管又は処理 の方法	
備 考	

上記により、廃止の届出をします。

年 月 日

住所 (法人にあっては主たる
事務所の所在地)氏名 (法人にあってはその名称
及び代表者の氏名)

豊中市長

〔連絡先〕 担当者名 :
電話番号 :